

令和5年度税制改正～法人税～ 中小企業者の各種特例の延長及び見直し

令和5年度税制改正が行われました。

その改正内容のうち、中小企業者等の各種特例の延長及び見直しの改正の概要についてお知らせいたします。

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長

●適用期限が令和7年3月31日までとされ **2年延長**されます。

中小企業者等の法人税率について、年800万円以下の所得に対する軽減税率の特例15%（本則19%）の適用期限が2年間延長されます。

対象	本則税率		特例の税率
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.2%	—
	年800万円以下の所得金額	19%	15%

<適用時期> 令和7年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。

中小企業投資促進税制の見直し及び延長

●適用期限が令和7年3月31日までとされ **2年延長**されます。

●対象資産から、コインランドリー業（主要な事業であるものを除く）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものが除外されます。

●対象資産について、総トン数500トン以上の船舶にあっては、環境への負荷の低減に資する設備の設置状況等を国土交通大臣に届け出た船舶に限定されます。

中小企業者等が新品の特定機械装置等を取得等した場合に取得価額（船舶については取得価額の75%）の30%の特別償却又は7%の税額控除が適用できる中小企業投資促進税制について一定の見直しが行われ、適用期限が2年延長されます。

<適用時期> 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に対象設備の取得等をして事業の用に供した場合に適用されます。

中小企業経営基盤強化税制の見直し及び延長

●一定の見直しが行われ適用期限が令和7年3月31日までとされ **2年延長**されます。

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得等した場合に即時償却又は10%（資本金3,000万円超1億円以下は7%）の税額控除が適用できる中小企業経営強化税制について、特定経営力向上設備等の対象からコインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外した上、その適用期限を2年延長されます。

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	工業会等	・機械装置（160万円以上） ・工具（30万円以上） (A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る)	・生産等設備を構成するもの ※事務用器具备品・本店・寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。 ・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産でないこと等
収益力強化設備 (B類型)	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	経済産業局	・器具备品（30万円以上） ・建物附属設備（60万円以上） ・ソフトウェア（70万円以上）	
デジタル化設備 (C類型)	可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当する設備		・ソフトウェア（70万円以上） (A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る)	
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備			

※ 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除く。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要がある。

※ 医療保険業を行う事業者が取得又は制作する器具备品（医療機器に限る）、建物附属設備を除く。

※ ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く。

※ その管理のおおむね全部を他の者に委託する資産で、コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（中小企業者等の主要な事業として行うものを除く。）の用に供するものを除く。

<適用時期> 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に対象設備の取得等をして指定事業の用に供した場合に適用されます。

中小企業防災・減災投資促進税制の見直し及び延長

中小企業者等が災害への事前対策を強化するために防災・減災設備（自家発電機、制震・免震装置等）を取得等した場合に20%の特別償却が適用できる中小企業防災・減災投資促進税制（特定事業継続力強化設備等の特別償却制度）について、その対象設備に耐震装置を加えた上で、適用期限が2年間延長されます。

また、令和7年4月1日以後に取得等する資産の特別償却率は18%（令和5年4月1日以後）から16%に引き下げられます。

<適用時期> 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に事業継続力強化計画の認定を受け、認定を受けた日から同日以後1年を経過する日までに対象設備を取得等をした場合に適用されます。